

我が国が締結している条約における国際裁判管轄に関する規定

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（モントリオール条約）

第三十三条 管轄

- 1 損害賠償についての訴えは、原告の選択により、いずれか一の締約国の領域において、運送人の住所地、運送人の主たる営業所若しくはその契約を締結した営業所の所在地の裁判所又は到達地の裁判所のいずれかに提起しなければならない。
- 2 旅客の死亡又は傷害から生じた損害についての損害賠償の訴えは、1に規定する裁判所のほか、事故の発生の時に旅客が主要かつ恒常的な居住地を有していた締約国の領域における裁判所に提起することができる。ただし、関係する運送人が、自己の航空機により又は商業上の合意に基づき他の運送人が所有する航空機により当該締約国の領域との間で旅客の航空運送を行っており、及び当該関係する運送人が、自己又は商業上の合意の下にある他の運送人が賃借し又は所有する施設を利用して、当該締約国の領域内で旅客の航空運送業務を遂行している場合に限る。
- 3 2の規定の適用上、
 - (a) 「商業上の合意」とは、代理店契約を除くほか、運送人との間の合意であって共同の旅客運送業務の遂行に関連するものをいう。
 - (b) 「主要かつ恒常的な居住地」とは、事故の発生の時における旅客の一定した、かつ、恒常的な一の居住地をいう。旅客の国籍は、この点に関する決定的な要因とはならない。
- 4 訴訟手続については、訴えが係属する裁判所に適用される法令によって規律される。

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

第九条

- 1 事故が一若しくは二以上の締約国の領域（領海を含む。）若しくは第二条に規定する水域において汚染損害をもたらし、又は当該領域（領海を含む。）若しくは当該水域における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。その訴えについては、被告に対し相当の通告を行う。
- 2 各締約国は、自国の裁判所が1に規定する賠償の請求の訴えについての管轄権を有するようにする。
- 3 第五条の規定に従つて基金が形成された後は、基金が形成された国の裁判所は、基金の割当て及び分配に関するすべての事項について決定を行う排他的権限を有する。